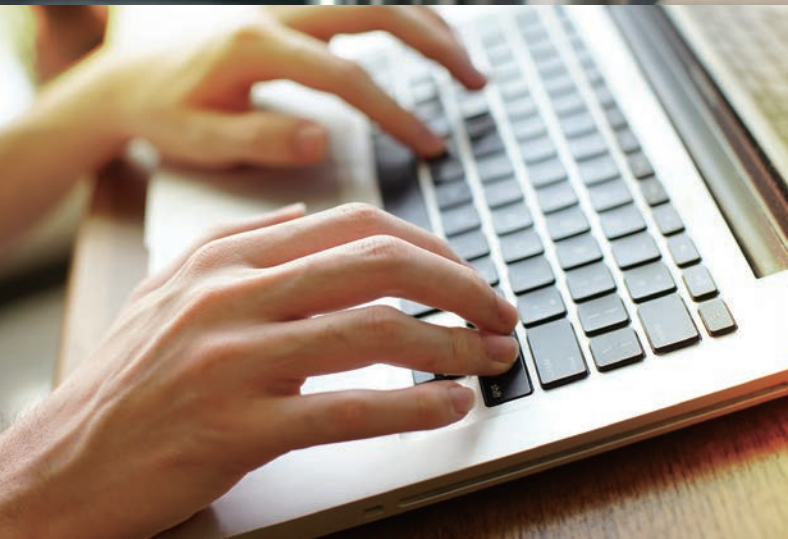


業務災害安心総合保険 GPA Pro 団体保険制度のご案内

GPA Pro メディカルプラス 疾病補償対応

割引45%以上

※補償対象者数による割引10%、損害率による割引42%以上。
なおこれらの割引率は次年度の団体の合計人数および今年度の損害率により、個別加入者ごとに変動することがあります。また、過去の事故状況によっては、本プランにご加入いただけない場合があります。



保険期間

2024年10月1日～2025年10月1日

ご加入方法

同封の申込書をご提出ください。

中途加入手続き

毎月15日を申込締切日として中途加入手続きの受け付けを行い、受付を完了した契約は翌月1日を保険開始日とします。

保険契約者

北海道コンピュータ関連産業共済会

加入対象者

北海道コンピュータ関連産業共済会 会員

引受保険会社

Chubb損害保険株式会社

企業と従業員をとりまくリスクは多様化しています。

労災事故



賠償リスク



弁護士費用



従業員の心の病気



雇用環境のトラブル



従業員の病気



葬祭見舞金



GPA Proは、貴社のニーズに合わせて必要な補償を自由にカスタマイズできる保険です。企業防衛のためのリスク対策、さらに福利厚生の実充にお役立てください。

経営者として企業防衛のための リスク対策は万全ですか？

突然の労災事故への備えは万全ですか？

- GPA Pro なら、ケガへの補償や休業補償にも対応しています。

ケガの補償 P.8

従業員に訴えられた時や職場での労働紛争の対策を講じていますか？

- GPA Pro なら、従業員から高額な賠償金の請求や、不当解雇やハラスメントが原因で訴訟になった場合の対応も可能です。

賠償補償 P.10

大切な従業員のための福利厚生は充実していますか？

- GPA Pro なら、従業員が自己負担する費用も会社加入の保険で補償します。
- GPA Pro なら、病気を治療しながら働く従業員のための仕事と治療の両立支援に役立ちます。
- GPA Pro なら、万が一の際、従業員への弔慰金のご用意も可能です。

疾病補償 P.12

従業員の心の病気やストレス対策は十分にできていますか？

- GPA Pro なら、心の悩みの相談やストレスチェックサービスを無料でご利用いただけます。

付帯サービス P.18

GPA Proの特長

POINT

● GPA Pro なら、労災事故が原因のケガの補償や事故による急な出費にも対応しています。

- 業務従事中のケガは労災認定を待たずにご契約者へ保険金をお支払いします。
* お受け取りいただいた保険金は、一部の特約を除きその全額を賠償金またはお見舞金等として補償対象者またはそのご遺族の方へお支払いいたします。
- ケガはもちろんのこと業務上の疾病も補償の対象となります。
- 事故が原因で、従業員が死亡・後遺障害の場合、事業主臨時費用として定額払いします。

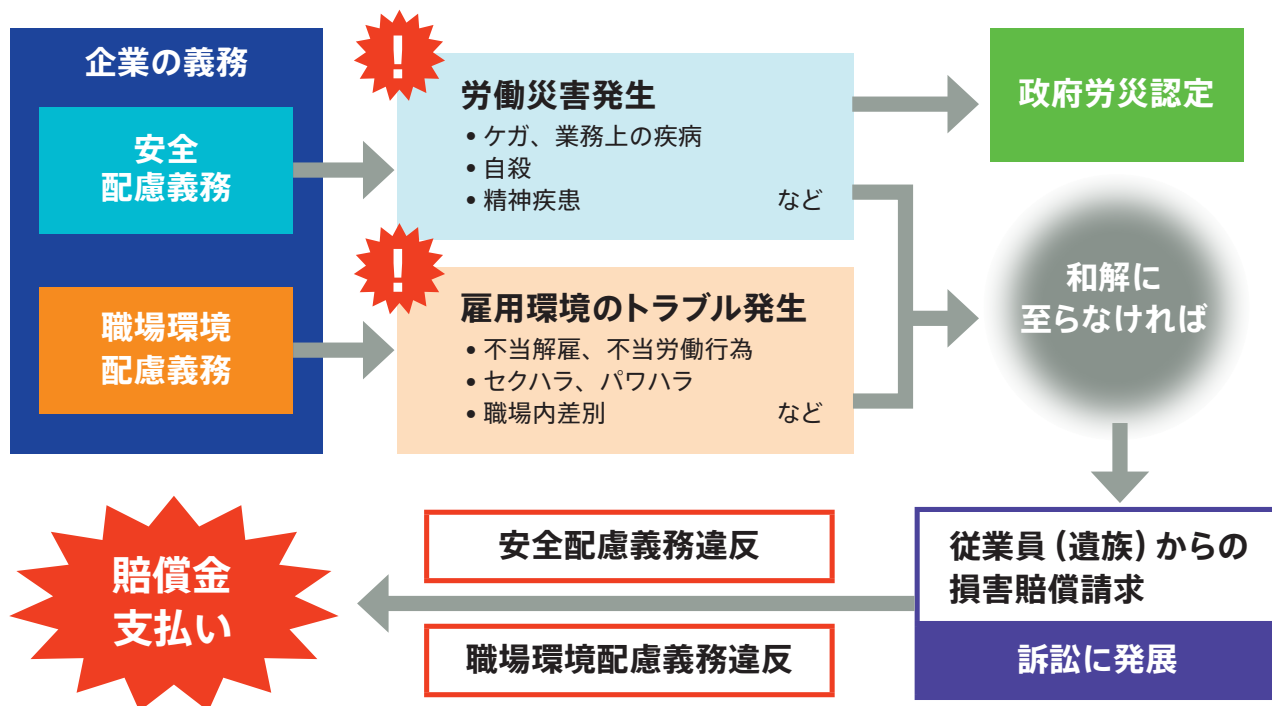
POINT

● GPA Pro なら、高額な賠償金支払義務にも対応し、弁護士費用等を補償します。

- 労災事故が起こると…

企業は使用者として労働契約法・労働安全衛生法の義務を果たさなければなりません。

労働契約法、労働安全衛生法の義務を企業が果たせないと…



POINT

- GPA Pro なら、従業員が自己負担する費用も会社加入の保険で補償します。
- GPA Pro なら、病気を治療しながら働く従業員のための仕事と治療の両立支援に役立ちます。

POINT

- GPA Pro なら、従業員が病気になったときに一時金を補償しますので、治療に専念できます。

POINT

- GPA Pro なら、従業員が亡くなった場合、遺族の方に葬祭見舞金を定額補償します。

POINT

- GPA Pro なら不当解雇やハラスメントが原因で訴訟になった場合の対応も可能です。

POINT

- GPA Proなら、労災認定された精神疾患の休業を補償します。
 - ・ 労災認定された精神疾患の休業を最大 730 日まで補償します。

POINT

- GPA Pro なら、補償対象者の区分ごと(役員、従業員、下請負人、その他) に応じて、保険金額の設定が自由にできます。

POINT

- GPA Pro なら、補償対象者の増減、入れ替わりがあっても、自動で補償されます。

GPA Proの補償一覧

貴社のニーズに合わせて、補償を自由にカスタマイズできます！

● 業務上のケガや精神疾患による補償

死亡補償保険金	必須補償項目	
後遺障害補償保険金・精神疾患後遺障害補償		
入院補償保険金		
通院補償保険金		
手術補償保険金		
治療諸費用補償保険金		
休業補償保険金		
精神疾患休業補償保険金		
入院補償一時金		
通院補償一時金		
事業主臨時費用保険金		

● 訴訟が起こった場合の補償や法律上の損害賠償責任の補償

使用者賠償責任補償	
使用者賠償責任死亡限定補償	
雇用慣行に関する賠償責任補償	
事業主による弁護士相談費用補償	

● 病気になった場合の補償

疾病入院保険金	
疾病入院一時金	
疾病入院治療諸費用保険金	
三大疾病一時金	
七大疾病一時金	
九大疾病一時金	

● 病気やケガで亡くなった場合の葬祭見舞金

葬祭見舞金	
-------	---

企業防衛のために

● 業務上のケガによる補償

業務上のケガによる死亡・後遺障害などを補償します。さらに労災認定された精神疾患を被り、それがもとで後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて保険金をお支払いします。

死亡補償保険金 【必須補償項目】	業務に従事している間に身体の障害を被り、死亡された場合にお支払いします。	例えば… 鉄製の電動移動式棚の間で商品確認中、別の作業員が気付かず棚を操作し、棚の間に挟まれて死亡した。
後遺障害補償保険金・精神疾患後遺障害補償	業務に従事している間に身体の障害を被り、後遺障害が残った場合にお支払いします。 ※精神疾患後遺障害補償は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限りします。	カッター機のベルト部分の清掃中にカッターの刃で右手中指を切断した。
入院補償保険金	業務に従事している間に身体の障害を被り、入院した場合にお支払いします。	配線の移設作業中、脚立が仮設配線を踏み、作業員が感電して入院した。
通院補償保険金	業務に従事している間に身体の障害を被り、通院した場合にお支払いします。	調理中、フライパンに引火し慌てて水を入れてやけどを負い通院した。
手術補償保険金	業務に従事している間に身体の障害を被り、手術を受けた場合にお支払いします。	フォークリフトで荷卸し中、フォークリフトが転倒して全身打撲。骨折し、病院で手術を受けた。
治療諸費用補償保険金	業務に従事している間に身体の障害を被り、治療を受けた場合にお支払いします。	作業中に事故でケガを負った従業員が入院し、差額ベッド代が発生した。

● 一時金などのその他の補償

事業主臨時費用は、一般的な葬祭費用だけではなく、後遺障害が残った従業員を継続的に雇用する場合にかかる費用（職場のバリアフリー化等）にも充当できます。

入院補償一時金	業務に従事している間に身体の障害を被り、所定の日数を超えて入院した場合にお支払いします。	例えば… 配線の移設作業中、脚立が仮設配線を踏み、作業員が感電して入院した。
通院補償一時金	業務に従事している間に身体の障害を被り、所定の日数を超えて通院した場合にお支払いします。	調理中、フライパンに引火し慌てて水を入れてやけどを負い通院した。
事業主臨時費用保険金	死亡補償保険金または後遺障害補償保険金が支払われる場合に保険金をお支払いします。	従業員が業務中に不慮の事故で亡くなり、その事故原因の調査費用やご遺族への香典代などが必要になった。

対象となる事業主臨時費用の例

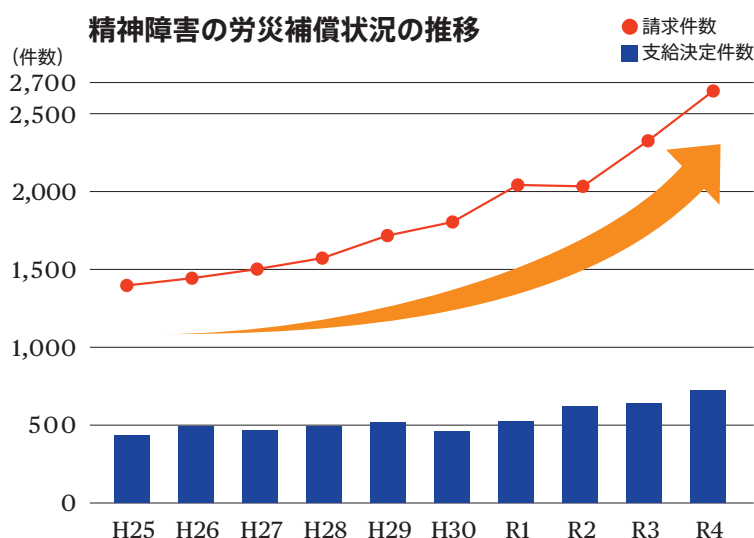
- お見舞費用
- ご遺族への香典代、花代
- 捜索費用・移送費用
- 事故原因の調査費用
- バリアフリー化費用援助



● 業務上のケガ等や精神疾患により休業した場合の補償

労災認定された精神疾患休業を 730 日まで補償します。

休業補償保険金	業務に従事している間に身体の障害を被り、就業不能となった場合に、就業不能期間に対し保険金をお支払いします。	例えば… 工場での事故でケガを負った従業員が長期休業した。
精神疾患休業補償保険金	労災保険法等によって給付が決定された精神疾患により就業不能となった場合に、就業不能期間に対し保険金をお支払いします。	職務が原因でうつ病になった従業員が長期休業した。



出典：厚生労働省「令和4年度 過労死等の労災補償状況」

**精神障害の
労災申請は
過去最多！**

● オプション補償

ニーズに応じたオプション補償も各種ご用意しております。

天災危険補償	地震もしくは噴火またはこれらによる津波で生じた事故の際に補償します。	例えば… 地震で倒れた棚に挟まれてケガをした。
24時間補償	業務に従事しない時間帯を含め、24時間補償します。	業務時間外に事故によりケガをした。
災害死亡保険金	保険証券記載の役員または従業員が業務に従事している間に被った身体の障害により死亡された場合にお支払いします。	クレーンでつり上げた鋳型から木型を取り出す作業中、鋳型が崩落して死亡した。
ホールインワン・アルバトロス費用補償	保険証券記載の役員がゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に支出するパーティ費用等をお支払いします。	役員が参加したゴルフコンペでホールインワンを達成した。

企業防衛のために

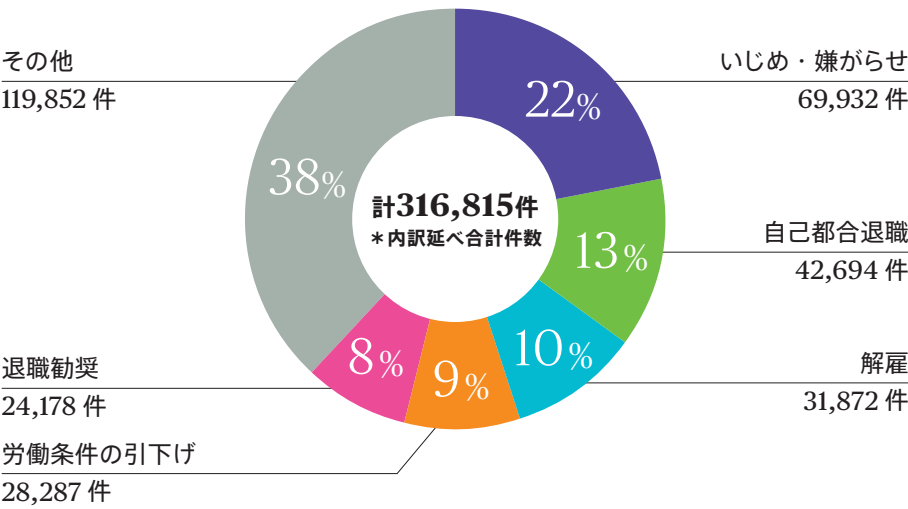
● 賠償責任補償

従業員による訴えで高額な賠償金を負うことになった場合に補償します。
 不当解雇やハラスメントが原因で損害賠償請求が提訴された際の弁護士費用や賠償金も補償します。

使用者賠償責任補償	業務に従事している間に被った身体の障害について、被保険者 ^(注) が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金をお支払いします。	例えば… 労災事故で従業員に後遺障害が残り、企業の管理責任を問われた。 注:労災申請は必要です。
使用者賠償責任死亡限定補償	業務に従事している間に被った身体の障害により死亡された場合について、被保険者 ^(注) が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金をお支払いします。	労災事故が発生し従業員が死亡。遺族と訴訟となり、賠償金支払い命令が出た。 注:労災申請は必要です。
事業主による弁護士相談費用補償	業務に従事している間に被った身体の障害について、被保険者が弁護士へ相談することによって生じる費用に対して保険金をお支払いします。	業務中の事由が原因か不明であるが、従業員が精神疾患を被り欠勤。職場復帰支援に努めたが、様々な要求をされ、応じない場合は訴訟を起こすと言われ弁護士に相談した。
雇用慣行に関する賠償責任補償	不当な行為に起因して保険期間中に被保険者 ^(注) に対して日本国内で損害賠償請求が提起された場合に、被保険者 ^(注) が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金をお支払いします。	不当に解雇されたと従業員から訴えられた。

注：被保険者の範囲については P.19 をご参照ください。

民事上の個別労働紛争相談件数



出典：厚生労働省「令和4年度 個別労働紛争解決制度の施行状況」

ハラスメントによる
 トラブル対策を
 講じていますか？



● 政府労災保険に入っているも…

いざというとき、政府労災保険だけでは足りないことがあります。

政府労災保険は、労働者の「負傷・疾病・障害・死亡」に対応するための保険です。

企業が負う民法上の損害賠償の範囲を必ずしも網羅しているわけではありません。

その結果、労災保険の給付だけでは、
家族（または遺族）は納得しない場合も…

訴訟の可能性

損害賠償の内訳	労災保険からの給付
治療費	療養費用
休業損害	休業損害 支給金額は平均賃金額の8割 支給は休業4日目から
死亡とそれに伴う逸失利益	年金の一部
	葬祭料等
後遺障害とそれに伴う逸失利益	障害補償
慰謝料	なし 労災保険から慰謝料は無いので 全額会社負担

休業損害や逸失利益、
慰謝料などについて
政府労災の給付だけでは
不足してしまう可能性も…

不足分は
会社負担に！

左の表は支払いイメージです。
会社負担分は実際のケースによ
り異なります。

労災にかかる高額判決事例

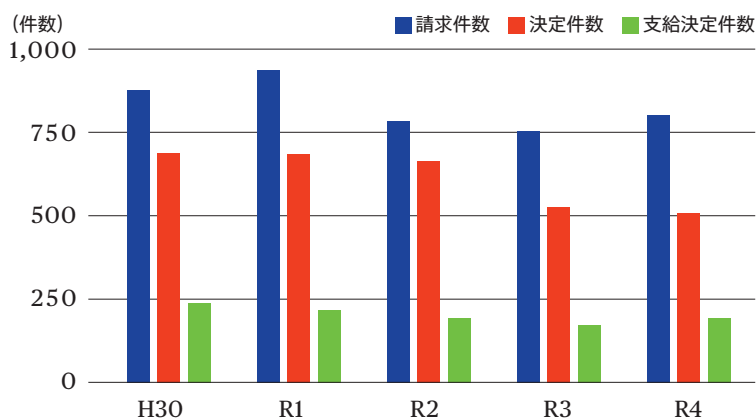
判決金額	業種	事故内容
1億9,800万円	精密機器製造 *1	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害
1億9,400万円	レストラン *2	レストラン支配人（管理職）が過労により意識不明
1億6,800万円	広告代理店 *3	過剰な長時間労働によりうつ病を発症し自殺

*1 平成12年10月13日 最高裁

*2 平成22年2月16日 鹿児島地裁

*3 平成12年3月4日 最高裁

脳・心臓疾患の請求、決定および支給決定件数の推移



出典：厚生労働省「令和4年度 脳心臓疾患と精神障害の労災補償状況」

労災保険の請求は「ケガ」
だけでなく脳・心臓疾患など
の疾病もあります。
「疾病」に対する備えは
されていますか？

福利厚生のために〈GPA Pro メディカルプラス〉

● 病気になった場合の補償

GPA Pro メディカルプラスを活用して貴社の福利厚生制度の充実を図ることができます。

手厚い福利厚生制度は企業のイメージアップにつながり、人材の定着、採用力強化につながります。

GPA Pro メディカルプラスなら、従業員が自己負担する費用も会社加入の保険で補償できます。

疾病入院保険金	疾病の治療を目的として保険期間中に入院を開始した場合、 ご契約の保険金額×入院日数 をお支払いします。	例えば… 従業員が肺炎になり入院した。
疾病入院一時金	疾病の治療を目的として保険期間中に入院を開始し、入院日数が所定の日数を超えた場合、 ご契約の保険金額 をお支払いします	
疾病入院治療諸費用保険金	疾病の治療を目的として入院し、治療を受けた場合に自己負担する費用をお支払いします。	従業員が肺炎になり入院して、差額ベッド代が生じた。

● 疾病入院治療諸費用保険金は自己負担する下記の費用が対象

.....	先進医療の技術料	この部分を補償します	① 健康保険等の自己負担分 * 1
公的医療保険の対象とならない費用	差額ベッド代 入院時の食事代等の費用		② 先進医療費用 * 2
	健康保険等の自己負担分 ： 3 割		③ 差額ベッド代 * 3
.....	健康保険等からの給付 ： 7 割		④ 選定療養費用および評価療養費用 * 4
公的医療保険の対象となる費用			⑤ 食事療養費
			⑥ 入院・退院・転院時の交通費
.....			⑦ 諸雑費（1日につき 1,100 円）
			⑧ 親族付添費（1日につき 4,100 円） * 5
			⑨ ホームヘルパー雇入費用 * 6 等
			* 1 高額療養費などを差し引いた額となります。
			* 2 厚生労働省の定めるものに限りします。
			* 3 入院1日につき3万円を限度とします。
			* 4 厚生労働省の定めるものに限りします。
			* 5 被保険者が弊社所定の状態となり、かつ医師が必要と認めた場合の費用に限りします。
			* 6 医師が付添を必要と認めた期間または家事従事者である被保険者が入院している期間の費用に限りします。

* 被保険者に従業員全員かつ5名以上を含めていただく必要があります。

* 役員のみを被保険者とすることはできません。

* 下請負人および派遣労働者等を被保険者とすることはできません。

* GPA Pro メディカルプラスは、業務災害安心総合保険（GPA Pro）の「疾病入院保険金支払特約」「疾病入院一時金支払特約」「疾病入院治療諸費用保険金支払特約」のいずれか一特約以上をセットしたプランの呼称です。

〈GPA Pro メディカルプラスCI*〉

**GPA Pro メディカルプラスなら、病気を治療しながら働く
従業員のための仕事と治療の両立支援に役立ちます。**

三・七・九大疾病 一時金※

保険期間中にがんと診断確定された場合、または特定の疾病により入院日数が所定の日数を超えた場合、ご契約の保険金額をお支払いします。

例えば…

従業員ががんと診断確定された。

※下記の疾病が対象です。

九大疾病	七大疾病	三大疾病	がん
			心疾患
			脳血管疾患
			高血圧性疾患
			慢性腎臓病
			肝硬変
			糖尿病
			慢性すい炎
			ウイルス性肝炎



治療にかかる費用の目安

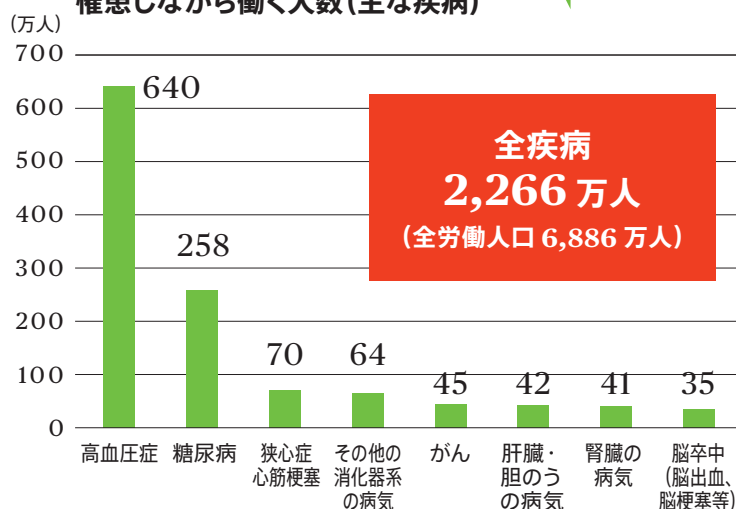
疾病名	年間平均医療費	推定自己負担額 (健康保険適用後3割)
胃の悪性新生物	944,056円	283,220円
直腸の悪性新生物	1,074,287円	322,290円
急性心筋梗塞	1,730,618円	519,190円
脳梗塞	1,766,976円	539,090円

出典：全日本病院協会「2020年 重症度別医療費」

負担割合は所得、年齢により異なります。
高額療養費制度などにより、自己負担額が軽減される場合があります。

日本の労働人口の約3人に1人が
何らかの疾病を抱えながら働いている

罹患しながら働く人数(主な疾病)



出典：厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査の概況」
総務省統計局「令和元年 労働力調査年報」

貴社に病気の治療を
しながら働いている方は
いらっしゃいませんか？

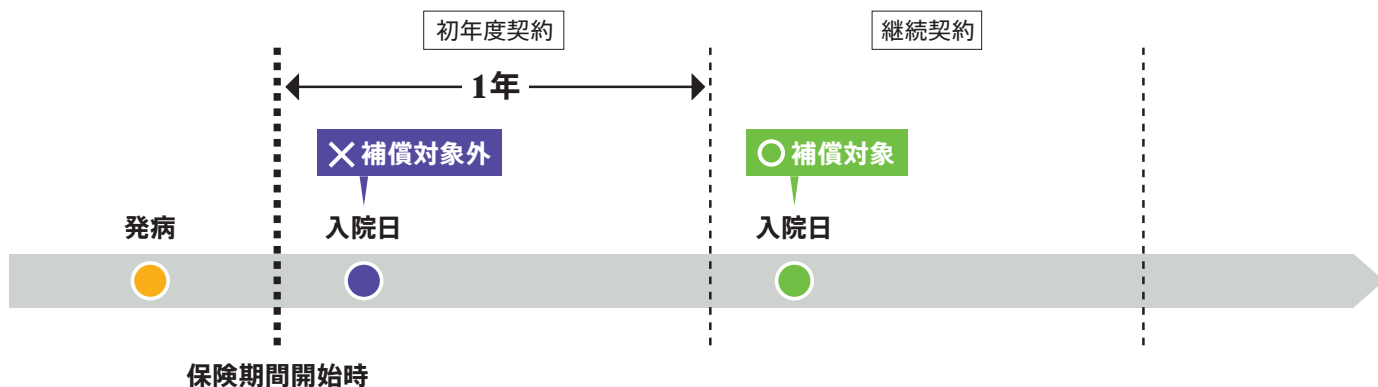


* GPA Pro メディカルプラス CI は、業務災害安心総合保険 (GPA Pro) の「三・七・九大疾病一時金支払特約」をセットしたプランの呼称です。
CI：Critical Illness (クリティカル・イルネス)

● 保険期間の開始前に発病していた病気について

〈疾病入院保険金支払特約、疾病入院一時金支払特約、疾病入院治療諸費用保険金支払特約〉

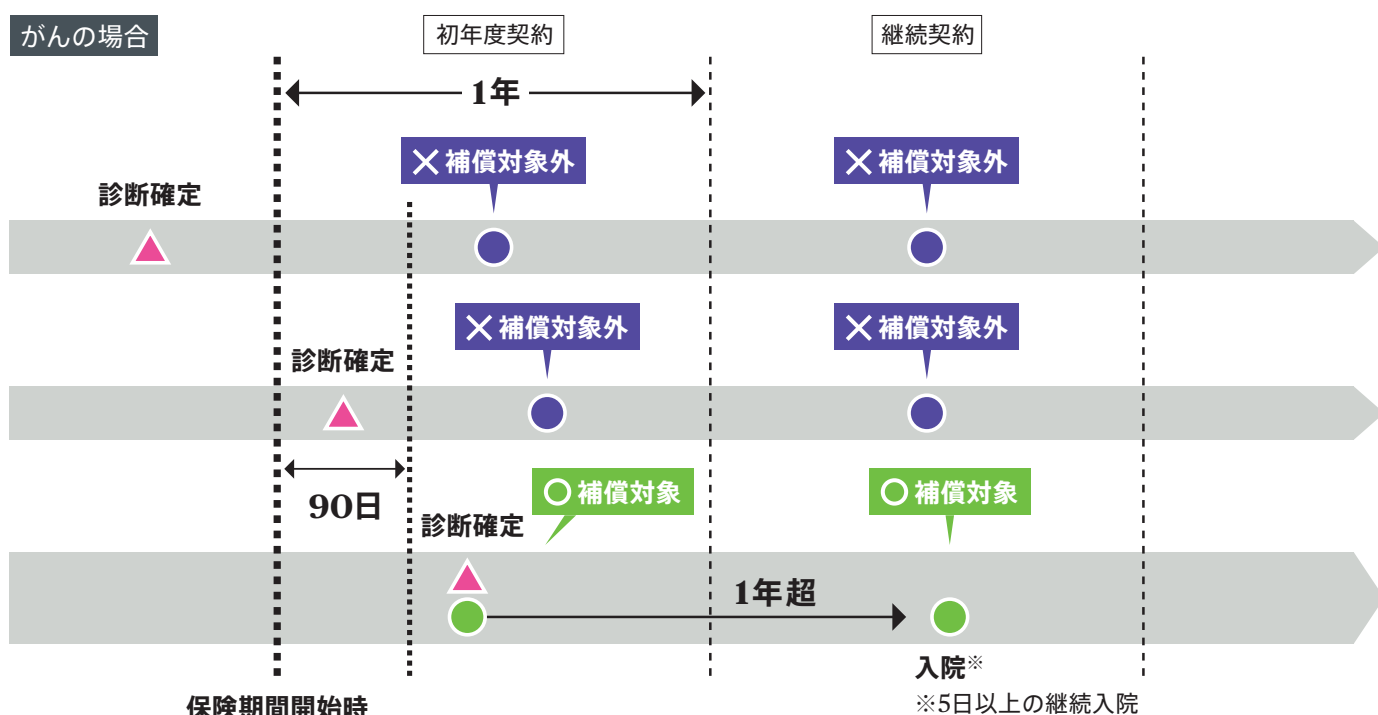
初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時*より前に発病していた病気（医学上密接な関係がある病気を含みます）により、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時から起算して1年を経過する前に入院を開始した場合もしくは先進医療を受けた場合は保険金をお支払いしません。



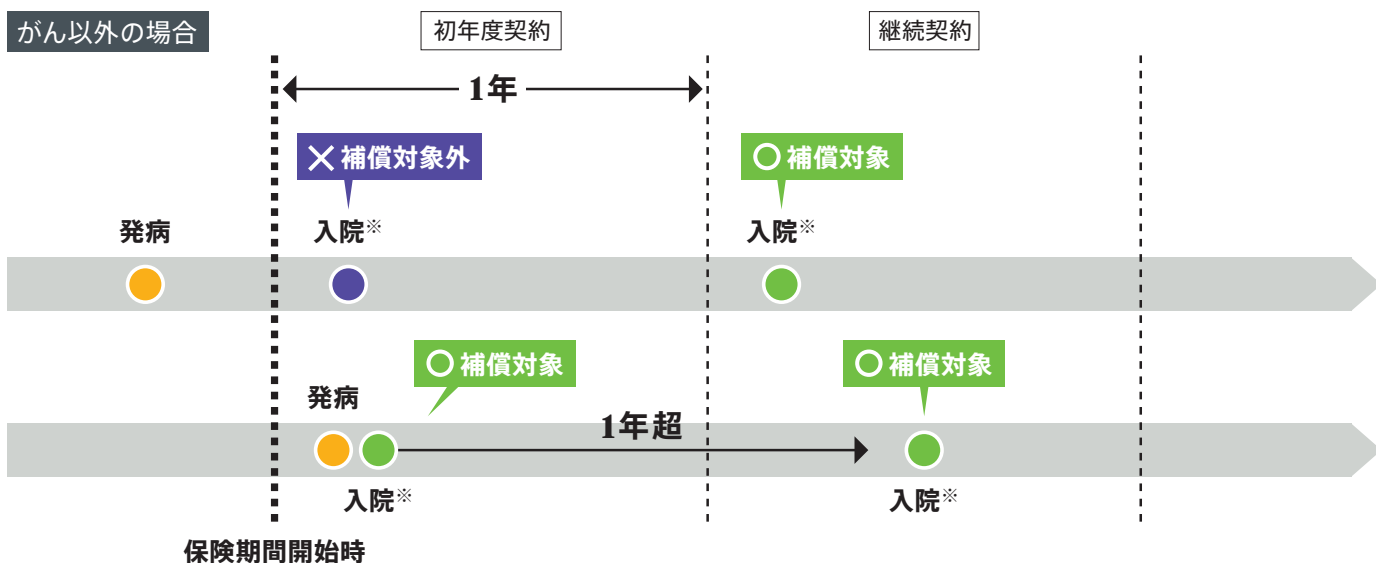
〈三・七・九大疾病一時金支払特約〉

初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前に発病していた三大疾病・七大疾病・九大疾病により、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時*から起算して1年を経過する前に入院を開始した場合やがんと診断確定した場合は保険金をお支払いしません。

なお、がんの補償については初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時から90日を経過する前にがんと診断確定された場合、または過去にがんと診断確定されたことがある場合にも保険金をお支払いしません。



* 保険契約の被保険者となった時とは、保険期間の中で補償の対象者となった場合（中途入社の方など）を指します。



※保険金のお支払い対象となる入院日数は、疾病の種類によって異なります。

疾病	継続入院日数
心疾患、脳血管疾患	5日以上
高血圧性疾患、糖尿病	20日以上
慢性腎臓病、肝硬変、慢性すい炎、ウイルス性肝炎	日帰り入院以上

● 契約内容変更時の補償について

保険金額を変更した場合や、発病日と入院日の補償内容が異なる場合は、発病時および入院時それぞれの補償内容で保険金を算出し、いずれか低い保険金をお支払いします。

発病	入院日
○	○
変更前の補償内容例	変更後の補償内容例
疾病入院日額：5,000円 三大疾病一時金：50万円	疾病入院日額：3,000円 三大疾病一時金：100万円

発病日が変更前契約期間内、入院日が変更後契約期間内かつ変更後1年以内の場合、上記の例では以下ようになります。

- 疾病入院日額：日額 3,000 円をお支払いします。
- 三大疾病一時金：50 万円をお支払いします。

福利厚生のために

● 従業員に万が一のときの補償

企業はひとりひとりの従業員が力を発揮することにより支えられています。
その大切な従業員が安心して働ける環境づくりをするお手伝いをいたします。

GPA Pro で弔慰金の準備をしませんか？

従業員に対しても、これまでの功績に、また、遺族の方の先行きの不安を解消させるためにも
弔慰金の準備が必要です。

葬祭見舞金

保険証券記載の役員または従業員が死亡し、葬祭が行われる場合、災害補償規定等に基づいて遺族に見舞金を支払うことにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

例えば…

業務中の事故で死亡した従業員のご遺族に弔慰金を渡した。



葬祭見舞金は定額補償します。
[最大300万円まで設定可能]

POINT

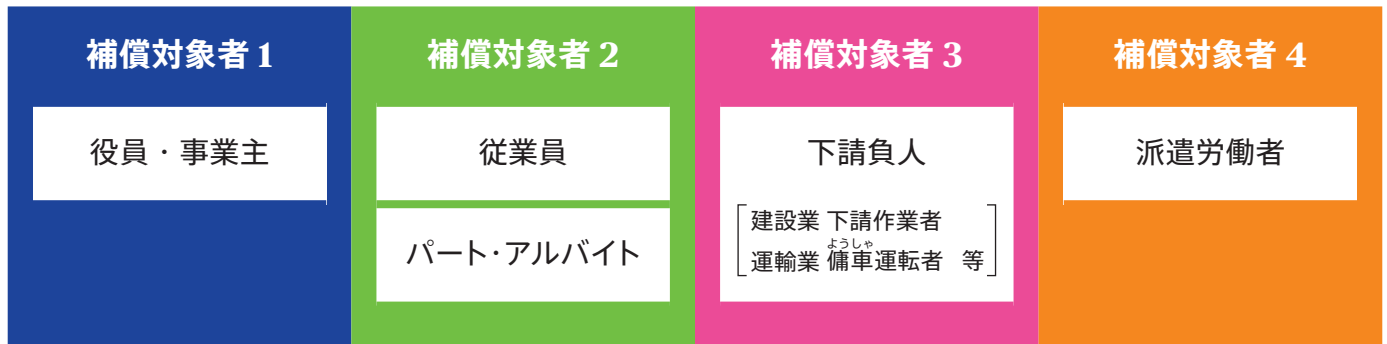
- 雇用関係さえあれば常勤性は問いません。
- 面倒な事務手間はありません。(従業員名簿の提出や期中での増減の報告は不要)
- 既往症免責はありません。
- 役員・従業員の個別の健康告知の提出も不要です。
- ケガによる死亡だけでなく、疾病による死亡も補償対象です。
- 業務外の死亡も補償対象です。

ご契約について

● 補償対象者の範囲

GPA Pro なら、会社の業務に関わる方全員を補償の対象とすることができます。

補償対象者ごとに保険金額を設定できるので、例えば、役職に応じた保険金額の設定が可能です。



POINT

- GPA Pro は、補償対象者ごとに補償プランが設計可能。
- 役員のための契約も可能。
- 派遣労働者も仕事に従事している間は、補償対象。
- 補償対象者の増減、入替は自動補償。

● 保険料

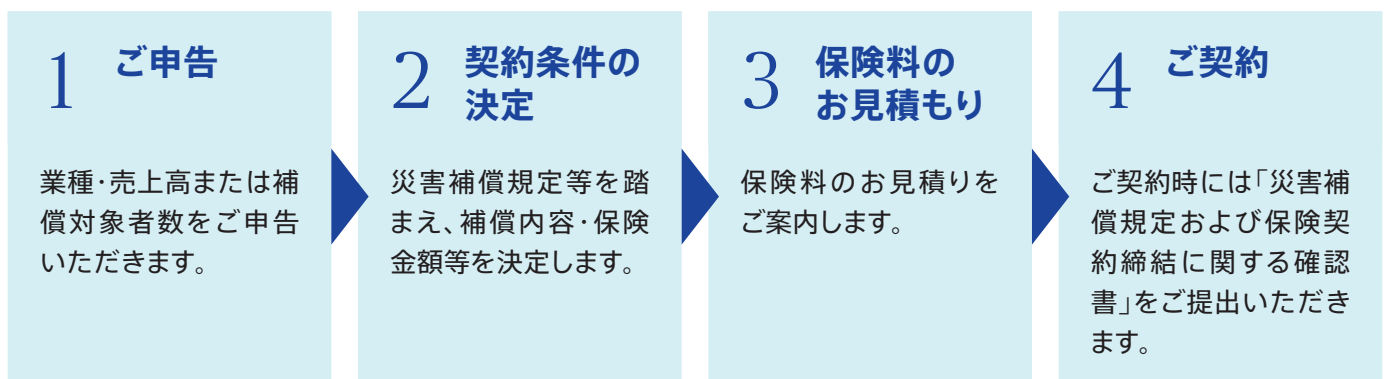
原則として、直近の売上高または補償対象者の人数をベースに算出します。なお、保険期間中に売上高の増減または補償対象者数の増減が生じた場合でも、保険料の精算は行いません。

*被保険者企業の業種、規模、補償対象者の範囲、過去の事故歴等によって付帯いただける特約に制限があります。

保険料算出の
ポイントは、
売上高と
補償対象者数！



● ご契約までの流れ



付帯サービス

ご契約期間中には以下の付帯サービスを無料でご利用いただけます。

詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

* 外部委託業者がサービスを提供しています。サービス内容については今後予告なく変更となる場合があります。

ご契約者向け

安否確認サービス

BCP（事業継続計画）策定の際にお役立てください。
災害発生時に貴社に所属する従業員の安否をアプリとEメールを使って Web 上で容易に確認できるシステムをご提供します。



ストレスチェックサービス

改正労働安全衛生法の対応には、ストレスチェックサービスをご利用ください。
ご契約者には、ストレスチェックサービスを年1回無料でご提供します。

ご契約者とその従業員の方向け

SOS ホットライン

ご契約者とその従業員およびご家族の皆様は、SOS ホットラインで以下の電話相談サービスをご利用いただけます。

■ 24 時間緊急医療・健康相談サービス

受付時間：24 時間 年中無休

相談スタッフ（医師、保健師、看護師）が健康・医療に関する様々なご質問にお答えし、セカンドオピニオン、仕事と治療の両立支援等適切なアドバイスをします。

■ 介護相談サポート

受付時間：24 時間 年中無休

ご家族の介護に関する問題やお悩みについて相談スタッフ（医師、保健師、看護師）がご相談をお受けします。

■ 心の健康相談サービス

受付時間：平日 9 ～ 21 時／土曜 10 ～ 18 時

心の悩みや不安な気持ちについてカウンセラーが丁寧にお話を伺います。メンタル不調を抱える前にぜひご相談ください。

■ 生活習慣病サポート

受付時間：24 時間 年中無休

気になる生活習慣病について相談スタッフ（医師、保健師、看護師）が改善に向けてアドバイスをします。

ご契約者の人事担当の方向け

人事部ヘルプダイヤル

受付時間：平日 10 ～ 20 時／土曜 10 ～ 18 時

メンタルヘルス不調者への対応や復職時に注意すべきポイントやアドバイス等について電話でご相談に応じます。また、カウンセリング対応可能な医療機関の情報提供などを行います。



お支払いする保険金について

■ 主な用語の定義

補償対象者	被保険者の行う業務に従事する方で保険証券記載の方をいいます。これらの方のうち、使用者賠償責任補償特約および使用者賠償責任死亡限定補償特約においては、同特約に記載された方をいいます。
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。 - 災害死亡保険金、疾病入院保険金、疾病入院一時金、疾病入院治療諸費用保険金、三大疾病一時金、七大疾病一時金、九大疾病一時金においては、保険証券記載の役員または従業員をいいます。 - ホールインワン・アルバトロス費用保険金においては、保険契約者の役員のうちゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。 - 使用者賠償責任補償特約においては、次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の役員および従業員^(注) ③ 記名被保険者の下請負人とその役員および従業員^(注) 注：既に退任した役員、退職した従業員を含みます。ただし、初年度契約始期日より前に退任した役員、退職した従業員を除きます。 - 雇用慣行に関する賠償責任補償特約においては、保険契約者およびその役員、従業員などをいいます。
身体の障害	業務上のケガまたは業務に起因して生じた所定の症状、労災保険法等による給付決定がなされた脳・心臓疾患をいいます。 (ただし死亡補償保険金および災害死亡保険金の支払対象となる症状は特約に定めた症状をいいます。)
不当な行為	雇用に関して、または職場において従業員または会社の指揮監督下にある派遣社員に対して被保険者が行う ① 不当な解雇、雇止め、② 差別行為、③ ハラスメント行為、④ プライバシーの侵害、⑤ 名誉毀損などをいいます。
福利厚生	① 金銭以外のあらゆる福利厚生給付、② 株式、ストックオプションなどの給付、③ 超過勤務手当、解雇予告手当など法律上労働者が有する権利に基づく給付金、④ 報奨金、功労金、特別手当など、⑤ その他、従業員に対する通常の報酬を超えて会社が提供する給付をいいます。
危険の変更	① 会社と他の組織との合併、② 会社資産の90%超の第三者への売却、③ 第三者による会社の議決権の50% 超の取得、または④ 第三者による役員の過半数の任命をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
死亡補償保険金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害が原因で、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	保険金額の全額をお支払いします。 同一人の身体の障害に対して、既に支払った後遺障害補償保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	下記が原因である補償対象者が被った身体の障害や下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失 ② 自殺行為（ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合はお支払いします。） ③ 犯罪行為、闘争行為 ④ 無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転中を含む）、麻薬等服用時の運転中の事故 ⑤ 疾病または心神喪失（ただし、次の場合は保険金をお支払いします。 イ）業務に起因して生じた症状に該当する場合 ロ）労災保険法等によって給付が決定された脳血管疾患および虚血性心疾患等に該当する場合） ⑥ 妊娠、出産、早産または流産 ⑦ 外科的手術やその他の医療処置（ただし、弊社が保険金を支払うべき身体の障害を治療する場合はお支払いします） ⑧ 戦争、外国の武力行使、暴動等 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（特約を付帯して保険金をお支払いすることができます。） ⑩ 核燃料物質の有害な特性、またはその特性による事故 ⑪ 頸部症候群（「むちうち症」）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的所見のない症状 (次ページへ続きます)
災害死亡保険金	被保険者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害が原因で、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	保険金額の全額をお支払いします。 保険金のお支払いに際しましては、ご遺族の方の了解が必要となります。	
後遺障害補償保険金・精神疾患後遺障害補償	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害が原因で、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。 ※ 精神疾患後遺障害補償は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限りま。	後遺障害の程度（第1級～第14級）に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。 保険金額×100%～4%	
入院補償保険金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害が原因で入院された場合。	次のとおり保険金をお支払いします。 - 入院補償保険金日額×入院日数（保険証券記載の日数を限度とします。） - 身体の障害を被った日からその日を含めて180日までに開始した入院に限りま。 - 入院補償保険金が支払われる期間中、別の事故により新たな身体の障害を被っても入院補償保険金を重複してお支払いできません。	
入院補償一時金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害が原因で入院され、入院日数が所定の日数を越えた場合。	一時金額の全額をお支払いします。	

お支払いする保険金について

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
手術補償 保険金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害の治療のために身体障害の発生の日から所定の日数以内に、手術を受けた場合。手術とは以下の診療行為をいいます。 - 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙される診療行為 ※ 創傷処理、皮膚切開術、抜歯手術、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術等は補償対象外です。 - 先進医療に該当する診療行為（治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。）	手術内容に応じて、次のとおり保険金をお支払いします。 ① 入院中に手術を受けた場合：保険金基礎額の10倍 ② 上記以外で手術を受けた場合：保険金基礎額の5倍 （①および②の手術を受けた場合は①を適用） 同一の原因に基づく身体の障害について同一の補償対象者に対して1回の手術を限度とします。	（前ページより続き） ⑫ 風土病 ⑬ 職業性疾病 ⑭ 補償対象者の故意または補償対象者の重大な過失 ⑮ 身体の障害を被った時が保険期間中でない場合 など ※ ただし、災害死亡保険金については補償対象者は被保険者と読み替えます。 ※ ただし、精神疾患後遺障害補償および精神疾患休業補償保険金については上記⑤を除きます。
通院補償 保険金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害が原因で通院された場合。 - 往診日や長管骨、脊柱、上下肢の3大関節にギブス等を常時装着したときを含めることがあります。 - 治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは通院日数に含まれません。	次のとおり保険金をお支払いします。 - 通院補償保険金日額×通院日数（保険証券記載の日数を限度とします。） - 身体の障害を被った日からその日を含めて180日までの期間中でかつ保険証券記載の日数を限度とします。 - 入院補償保険金と重複ではお支払いできません。 - 通院補償保険金が支払われる期間中、別の事故により新たな身体の障害を被っても通院補償保険金を重複してお支払いできません。	
通院補償 一時金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害が原因で通院され、通院日数が所定の日数を超えた場合。 - 往診日や長管骨、脊柱、上下肢の3大関節にギブス等を常時装着したときを含めることがあります。 - 治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは通院日数に含まれません。	一時金額の全額をお支払いします。	
休業補償 保険金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害が原因で、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合。	保険証券記載の限度日数内の就業不能期間に対し、次のとおり保険金をお支払いします。 - 休業補償保険金日額（1日あたりの所得額を限度）×対象日数 - 就業不能とは、身体の障害を被った時に就いていた職務をまったく行えない状態をいいます。 - 保険証券記載の免責期間は、休業保険金のお支払い対象日数に含まれません。	
精神疾患休業 補償保険金	補償対象者が被った労災保険法等によって給付が決定された精神疾患が原因で、労災保険法等によって特定された発症の日より180日以内に就業不能となった場合。	保険証券記載の限度日数内の就業不能期間に対し、次のとおり保険金をお支払いします。 - 精神疾患休業補償保険金日額（1日あたりの所得額を限度）×対象日数 - 就業不能とは、身体の障害を被った時に就いていた職務をまったく行えない状態をいいます。 - 保険証券記載の免責期間は、精神疾患休業保険金のお支払い対象日数に含まれません。	

お支払いする保険金について

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
治療諸費用 補償保険金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に身体の障害を被り、それがもとで、医師の治療を受けた場合。	身体の障害を被った日からその日を含めて365日以内に被保険者が負担した次の費用のうち、妥当と認めた金額をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における一部負担金 ② 差額ベッド代（1日あたり30,000円限度） ③ ①、②以外に病院に支払った費用のうち先進医療等に該当するもの ④ 治療を受けるために要した交通費（家族の交通費を含みます。） ⑤ 医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示で購入した薬剤・医療器具等の費用 ・補償対象者が「労災各法規の適用事業の労働者および被保険者等でない者」である場合で、公的医療制度の給付が業務による負傷で対象にならないときは補償対象者が治療のために病院等に支払った額をいいます。 ・保険証券記載の保険金額を限度とします。	前記に加え、下記の費用については保険金をお支払いできません。 ① 労働者災害補償制度により支給された費用 ② 第三者からの賠償金で負担される費用 ③ 高額療養費制度などの補償対象者の負担を軽減するために給付される費用
事業主臨時 費用保険金	死亡補償保険金が支払われる場合または後遺障害補償保険金が支払われる場合。	死亡または後遺障害の程度（第1級～第14級）に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。 ・保険金額×100%～10% ・同一の原因に基づく身体の障害について同一の補償対象者に対して1回のお支払いを限度とします。	* P19の【死亡補償保険金】、【後遺障害補償保険金】と同様とします。
葬祭見舞金	補償対象者が死亡し、葬祭が行われることに対して災害補償規定等に基づいて被保険者が見舞金を支払う場合。	災害補償規定等に基づき補償対象者に支払われた額をお支払いします。 ※ 保険証券記載の保険金額を限度とします。	下記が原因である事故の場合には保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者もしくは被保険者の故意または重大な過失 ② 犯罪行為、闘争行為 ③ 無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転中を含む）、麻薬等服用時の運転中の事故 ④ 災害補償規定等に基づく金銭等の支払の不履行による賠償責任を負担することによって被る損害 ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動等 ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（特約を付帯して保険金をお支払いすることができます。） ⑦ 核燃料物質の有害な特性、またはその特性による事故 など
ホールインワン・ アルバトロス費用 保険金	被保険者が保険期間中にゴルフ場においてゴルフ競技中〔基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすること〕にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合。ホールインワンまたはアルバトロスとは以下のいずれかをいいます。 ・同伴競技者、同伴競技者以外の第三者（帯同者およびゴルフコンペ参加者を除きます。）の両方が目撃したもの ・ビデオ映像等により達成を客観的に確認できるもの	被保険者が慣習として支出した次の費用をお支払いします。 ① 贈呈用記念品購入費用 ② 祝賀会費用 ③ ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④ 同伴キャディに対する祝儀 ⑤ ①から④以外のその他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用（保険証券記載の保険金額の10%を限度とします。） ・上記①から④は保険証券記載の保険金額を限度とします。	下記のホールインワンまたはアルバトロスや下記の費用については保険金をお支払いできません。 ① 貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードの購入費用（被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成を記念して特に作成したプリペイドカードの購入費用はお支払いします。） ② 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ③ 被保険者がゴルフ場の使用人（臨時雇いを含みます。）である場合、その被保険者が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など

お支払いする保険金について

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
使用者賠償責任補償特約 (賠償保険金・費用保険金) 使用者賠償責任死亡限定補償特約 (賠償保険金・費用保険金)	補償対象者が保険期間中に業務上の事由または通勤により被った身体の障害※について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合（使用者賠償責任死亡限定補償特約（賠償保険金・費用保険金）を付帯した場合は、補償対象者が保険期間中に業務上の事由または通勤により身体の障害※を被り、その直接の結果として死亡された場合に限定します）。 ただし、労災保険法等において給付対象となる資格を有し、記名被保険者の業務に従事する補償対象者の身体の障害※に対する賠償保険金の支払にあたっては、原則として労災保険法等による給付決定が必要となります。また、被保険者と直接締結された契約（請負契約、委託契約等）をいい、数次の請負契約を含みます。）に基づき、記名被保険者の業務に従事する上記以外の補償対象者の身体の障害※については、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限ります。 ※「身体の障害」とは、負傷または疾病をいいます。使用者賠償責任補償特約の場合はこれらに起因する後遺障害または死亡を含みます。	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して以下の保険金をお支払いします。 ①賠償保険金 次に掲げる金額の合算額を控除してお支払いします。 A. 労災保険法等により給付されるべき金額 B. 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 C. 次のいずれかの金額 a) 法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき支払われるべき金額 b) 法定外補償規定を定めていない場合は、次に掲げる金額の合計額 ア. この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により支払われるべき金額のうち、補償対象者等に支払われるべき金額 イ. 一定の災害補償を行うことを目的に保険契約者が締結するア. 以外の保険契約により支払われる金額のうち、補償対象者等に支払われることにより法律上の損害賠償責任を免れる金額 ②費用保険金 A. 権利保全費用 B. 協力費用 C. 争訟費用 D. 示談交渉費用 ※ただし上記①および② A. を合わせて保険証券記載の保険金額を限度とします。	下記が原因である補償対象者が被った身体の障害や下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波（特約を付帯して保険金をお支払いすることができます。） ③戦争、外国の武力行使、暴動等 ④核燃料物質の有害な特性、またはその特性による事故 ⑤②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑥④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦風土病 ⑧職業性疾病 ⑨労災保険法等における暫定任意適用事業に該当する事業で、労災保険法等の加入手続きを行っていない事業において発生した身体の障害 ⑩被保険者と同居・生計をともにする親族が被った身体の障害 ⑪労働災害補償保険法第33条第6号・第7号に該当する者で特別加入を行っていない者が被った身体の障害 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いできません。 ①被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定等がある場合、その契約または規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ②労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条第1項または船員法（昭和22年法律第100号）第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 ③労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額 など
雇用慣行に関する賠償責任補償特約	不当な行為に起因して保険期間中に被保険者に対して日本国内で最初に損害賠償請求が提起された場合。	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して以下の保険金をお支払いします。 ①賠償保険金 ②争訟費用 ※ただし上記①および②を合わせて保険証券記載のこの特約の保険金額を限度とし、保険証券に免責金額の記載がある場合は、損害賠償請求に係る損害に免責金額が適用されます。	次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の故意による犯罪行為または故意による法令違反に起因する損害賠償請求 ②被保険者が他人に危害を加える意図または損失を与える意図を持って行った不当な行為に起因する損害賠償請求 ③保険期間開始日前に開始された被保険者に対する訴訟、仲裁、斡旋その他の法的手続き（訴訟等）に起因する損害賠償請求 ④保険期間開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる不当な行為に起因する一連の損害賠償請求 (次ページへ続きます)

お支払いする保険金について

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
雇用慣行に関する賠償責任補償特約			(前ページより続き) ⑤ 身体障害等、財物の損壊等に起因する損害賠償請求 ⑥ 契約、約定または保証に基づき被保険者が引き受けた責任に起因する損害賠償請求。ただし、当該契約、約定または保証がなくても被保険者が負う法律上の責任を除きます。 ⑦ 福利厚生に起因する損害賠償請求 ⑧ 社会保険上の給付、労災補償または労働安全衛生法および類似の法令に基づく義務に起因する損害賠償請求 ⑨ 労使間の団体交渉における契約もしくは合意または団体交渉の内容に起因する損害賠償請求 ⑩ 保険期間中に危険の変更が起きた場合の、当該危険の変更の効力発効日以降に行った不当な行為に起因する損害賠償請求 など
事業主による弁護士相談費用保険金	補償対象者が保険期間中に業務上の事由または通勤により被ったと疑われる身体障害について、被保険者が弁護士への相談を行った場合。	被保険者が弁護士への相談を行ったことにより生じた費用のうち、弊社の同意を得て支出した費用に対して、保険金をお支払いします。 ※ 1回の災害につき保険証券記載の保険金額を限度とします。 ※ 使用者賠償責任補償特約における費用保険金としてお支払いする費用については、本特約ではお支払いしません。 ※ 「使用者賠償責任補償特約」を付帯する場合に付帯可能です。	下記が原因である補償対象者が被った身体障害の場合には保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（特約を付帯して保険金をお支払いすることがあります。） ③ 戦争、外国の武力行使、暴動等 ④ 核燃料物質の有害な特性、またはその特性による事故 など
疾病入院保険金	被保険者が被った疾病の治療を目的として保険期間中に入院を開始した場合。	次のとおり保険金をお支払いします。 • 疾病入院保険金日額×入院日数（保険証券記載の日数を限度とします。） • 疾病入院保険金が支払われる期間中、さらに疾病を被っても疾病入院保険金を重複してお支払いできません。	下記の疾病・症状等の場合には保険金をお支払いできません。 ① 初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前に発病していた疾病（医学上密接な関係がある病気を含みます。）により、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時から起算して1年を経過する前に入院を開始した場合もしくは先進医療を受けた場合 ② 保険契約者もしくは被保険者の故意または重大な過失によって被った疾病 ③ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った疾病 ④ アルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病 ⑤ 被保険者の妊娠または出産（ただし、公的医療保険制度における「療養の給付」等の支払の対象となる場合はお支払いします。） ⑥ 戦争、外国の武力行使、暴動等によって被った疾病 ⑦ 核燃料物質の有害な特性またはその特性による事故によって被った疾病 ⑧ 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等 ⑨ 頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的所見のない症状 など
疾病入院一時金	被保険者が被った疾病の治療を目的として保険期間中に入院を開始し、入院日数が所定の日数を超えた場合。	一時金額の全額をお支払いします。	
疾病入院治療諸費用保険金	被保険者が被った疾病の治療を目的として保険期間中に入院を開始し、公的医療保険制度等を利用した場合、または入院せずに先進医療を受けた場合。	入院を開始した日または先進医療を受けた日のいずれか早い日からその日を含めて365日目の属する月の末日までに被保険者が負担した次の費用をお支払いします。 ① 入院した場合 A. 公的医療保険制度における一部負担金 B. 先進医療の技術にかかる費用および先進医療を受けるために必要とした交通費 C. 差額ベッド代（1日あたり30,000円限度） D. その他の選定療養費用および評価療養費用 E. 親族付添費、交通費、ホームヘルパー等の雇入れ費用等 ② 入院せずに先進医療を受けた場合 先進医療の技術にかかる費用および先進医療を受けるために必要とした交通費 ※ 1回の入院につき、上記①および②を合わせて保険証券記載の保険金額を限度とします。	

お支払いする保険金について

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
三大疾病一時金	・初めてがんと診断確定された場合 ・がん、心疾患、脳血管疾患で5日以上入院日数となった場合	一時金額の全額をお支払いします。	下記の疾病・症状等の場合には保険金をお支払いできません。 ① 初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前に発病していた疾病(医学上密接な関係がある病気を含みます。)により、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時から起算して1年を経過する前に入院を開始した場合 ② がんと診断確定された時が責任開始日※より前である場合 ③ 保険契約者もしくは被保険者の故意または重大な過失によって被った疾病 ④ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った疾病 ⑤ アルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病 ⑥ 戦争、外国の武力行使、暴動等によって被った疾病 ⑦ 核燃料物質の有害な特性またはその特性による事故によって被った疾病 ※ 初年度契約の保険期間の初日(継続契約である場合には、初年度契約の保険期間の初日)または被保険者となった時からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。
七大疾病一時金	上記に加え、 ・肝硬変、慢性腎臓病で入院を開始した場合 ・高血圧性疾患、糖尿病で20日以上入院日数となった場合		
九大疾病一時金	上記に加え、 ・慢性膵炎、ウイルス性肝炎で入院を開始した場合		

1. 個人情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)について、以下のとおり取り扱います。なお、詳細については、弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。

- (1) 主な利用目的について
- ① 弊社が取り扱う保険の案内、募集および販売
 - ② 上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
 - ③ 保険契約の引受審査、引受、履行および管理
 - ④ 適正な保険金・給付金の支払
 - ⑤ 弊社のグループ会社・提携先企業の商品およびサービスに関する情報の案内
 - ⑥ 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
 - ⑦ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求(国内外の再保険引受会社等に対して、氏名、生年月日、その他保険契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する情報を提供することがあります。)
 - ⑧ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務
- (2) 第三者への情報提供について
- 弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
- ① 法令に基づく場合
 - ② 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
 - ③ 弊社のグループ会社・提携先企業、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

2. 事故が起きたとき

事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または下記窓口にご連絡ください。

事故受付窓口：年中無休 24 時間受付

ケガ・病気の場合
0120-091-313

左記以外の場合
0120-011-313

- ・ 保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いません。万一、被保険者が損害賠償責任を負う災害が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。
- ・ 保険金をお支払いした場合は所定の期日までに補償対象者からの受領書等をご提出いただきます。

3. その他

- ・ GPA Pro は、業務災害安心総合保険のペットネームです。
- ・ ご契約に際しては、保険契約申込書添付の重要事項説明書を必ずお読みください。
- ・ 補償内容が同様の保険契約等(特約を含む)が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の相違や保険金額、必要性の有無をご確認のうえ、ご契約ください。
- ・ 保険契約のお申込時は、保険契約申込書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
- ・ 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご契約いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
- ・ 保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。なお、ご契約後1ヵ月を経過しても保険証券が届かない場合には、弊社までご照会ください。

*このパンフレットは「業務災害安心総合保険」の概要を説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

お問い合わせ先(取扱代理店)

有限会社北海道保障センター
〒003-0804 北海道札幌市白石区菊水4条2丁目1番6号
政陽ビル2F
TEL 011-867-0210 FAX 011-867-0220

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社(チャブ保険)
〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
TEL 03-6364-7000(代)
www.chubb.com/jp

